

南多摩中等教育学校PTA 御中

PTA賠償責任保険のご案内

2024年1月10日

このご案内書は、上記保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。上記保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお問い合わせください。ご契約に際しては、必ず保険約款および重要事項説明書をご確認ください。

To Be a Good Company



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動

1. PTA賠償責任保険の内容

保険の仕組み

PTA賠償責任保険は、次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償する保険です。

- ① PTA活動中に生じた他人の身体の障害、他人の財物の損壊および保管物の損壊・紛失・盗取に起因してPTAが負う法律上の損害賠償責任(管理者賠償責任担保条項)
- ② 児童・生徒の行為により生じた他人の身体の障害、他人の財物の損壊に起因して児童・生徒またはその法定監督義務者(親権者・後見人)が負う法律上の損害賠償責任(児童・生徒賠償責任担保条項)

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
PTA	保護者と教職員で構成される団体をいい、児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、または児童・生徒の校外における生活の指導もしくは地域における教育環境の改善・充実に努めるため、PTA会員相互の学習その他必要な活動を行うものをいいます。
PTA活動	日本国内においてPTAがその目的にそって企画・立案し主催する学習活動または実践活動であって、PTA総会または運営委員会における決定などPTA会則(名称が何であるかを問いません。)に基づく正規の手続を経て決定されたものをいいます。
PTA管理下	PTAの指揮、監督または指導下において、PTA活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上にある間を含みません。
保管物	PTAが、使用、管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をいいます。

1. PTA賠償責任保険の内容(続き)

保険の仕組み(続き)

身体の障害	人の傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡をいいます。
財物の損壊	財物の滅失、破損または汚損をいいます。
支払限度額	保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

被保険者の範囲

被保険者とは次の方をいいます。被保険者の範囲は、担保条項ごとに異なります。

担保条項	被保険者
管理者賠償責任担保条項	PTA
児童・生徒賠償責任担保条項	PTAの児童・生徒およびその親権者等の法定監督義務者

保険期間

1年間

1. PTA賠償責任保険の内容(続き)

保険金をお支払いする場合

(1) 管理者賠償責任担保条項

PTA管理下における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

① PTA活動の遂行に伴う賠償責任

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、PTAが負担する法律上の賠償責任

② 保管物に係わる賠償責任

PTA会員および児童・生徒が、保管物を損壊・紛失または盗取されたことにより、PTAが負担する法律上の賠償責任

(2) 児童・生徒賠償責任担保条項

PTAの児童・生徒が、PTAの管理下・管理外を問わずに日本国内において第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、PTAの児童・生徒および児童・生徒の法定監督義務者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

1. PTA賠償責任保険の内容(続き)

保険金をお支払いする場合(続き)

たとえば、次のようなケースが考えられます。

(1) 管理者賠償責任担保条項

- ・PTAが開催した講演会で、係員をしていたPTA役員の誘導ミスにより参加者が将棋倒しになりケガ人がでた。
- ・PTA主催の野球大会で、案内板の設置ミスにより、案内板が突然倒れてきたため見物人がケガをした。
- ・PTA主催のバーベキュー大会用にPTAが借りていた調理用具をPTA会員が誤って川に流し、紛失してしまった。

(2) 児童・生徒賠償責任担保条項

- ・PTAの児童が、広場でキャッチボールをしていたところ、誤って投げたボールが隣家のガラス窓を割ってしまった。
- ・PTAの児童が、自転車で下校途中、曲がり角で横から出てきた人にぶつかり、ケガをさせてしまった。

1. PTA賠償責任保険の内容(続き)

お支払いの対象となる損害

① 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に、弊社の同意が必要となります。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等
(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)

③ 損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用

④ 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用

⑤ 協力費用

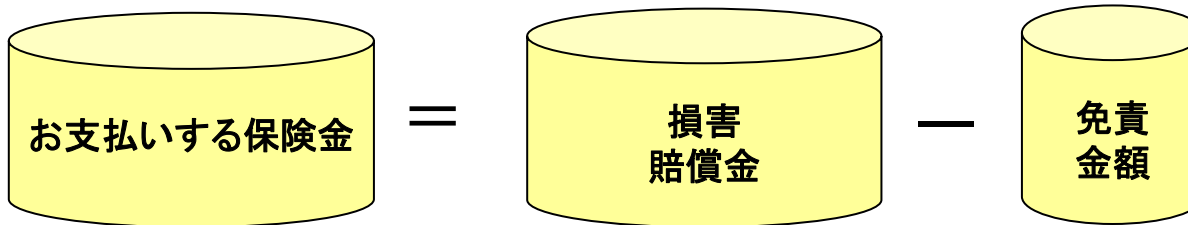
弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

※詳細は、保険約款でご確認ください。

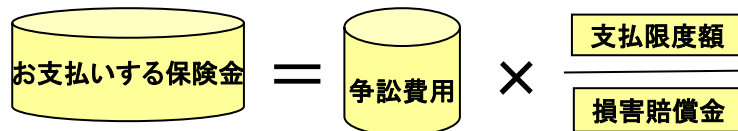
1. PTA賠償責任保険の内容(続き)

保険金のお支払い方法

【損害賠償金】合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。(支払限度額が適用されます。)



【各種費用】原則としてその全額がお支払対象となります。(支払限度額は適用されません。)
ただし、争訟費用については「損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、下記の式に従ってお支払いします。



1. PTA賠償責任保険の内容(続き)

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

(1) 管理者賠償責任担保条項および児童・生徒賠償責任担保条項

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ③ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任 等

(2) 管理者賠償責任担保条項

- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任
- ② 自動車もしくは原動機付自転車または車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任
- ⑤ PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 等

上記①～③は、PTA活動の遂行に伴う賠償責任にのみ適用されます。④は、保管物に係わる賠償責任にのみ適用されます。

(3) 児童・生徒賠償責任担保条項

- ① 被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ② 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ③ 自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任 等

2. オプション

補償内容の縮小

●**児童・生徒賠償責任不担保特約条項**

児童・生徒および児童・生徒の法定監督義務者の賠償責任を補償対象外とする特約です。
PTA活動中のPTAの賠償責任のみを補償する場合に付帯します。

3. ご契約内容

ご契約条件

				支払限度額	免責金額	保険料
管理者賠償責任担保条項	PTA活動の遂行に伴う賠償責任	対人賠償	1名	1億円	-	13,080円
			1事故	5億円	0円	
		対物賠償	1事故	1億円	0円	2,210円
	保管物に係わる賠償責任	加害者1名		10万円	5,000円	700円
		保険期間中		500万円		
児童・生徒賠償責任担保条項			1事故	0円	0円	0円

※概算年間保険料は、次の保険料算出基礎数字をもとに算出しています。
PTA会員の児童・生徒数935名

合計保険料	15,990円
-------	---------

3. ご契約内容(続き)

保険料に関する事項

前記保険料は、概算となります。児童・生徒数、過去の事故発生状況、ご契約条件等によって、保険料は、お客様ごとに異なります。実際に適用される保険料については、代理店または弊社までお問い合わせください。

この保険では、保険料の精算について、次のいずれかの方式を選択いただくことができます。

<確定精算不要とする方式>

前年の平均の児童・生徒数または保険契約締結時点で把握可能な最近の任意の一定日における児童・生徒数を保険料算出基礎数字とします。保険期間終了後の保険料の精算は不要です。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

<確定精算を行う方式>

●ご契約時

見込みの保険期間中の平均児童・生徒数または保険期間中の任意の一定日における児童・生徒数に基づいて暫定保険料を払い込みいただきます。

●保険期間終了時

確定の保険料算出基礎数字を確認できる確認資料をご提出ください。確定保険料を算出し、既に払い込みいただいている暫定保険料との差額を精算させていただきます。なお、確定保険料が契約締結時に定めた最低保険料を下回るときは、暫定保険料と最低保険料の差額を精算させていただきます。

4. ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

◆ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

◆保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆ご契約の際のご注意

〈告知義務〉

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※弊社の代理店には、告知受領権があります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

〈通知義務〉

ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

4. ご注意事項(続き)

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈保険料についての注意点〉

保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

〈解約と解約返れい金〉

ご契約の解約(ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせること)については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

〈保険証券〉

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

〈代理店の業務〉

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

◆共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

お問い合わせ先

本保険に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

取扱代理店 安心いちばん(株) 市川
(所在地) 東京都 八王子市 横山町 20-7
(TEL) 042-642-0084
(FAX) 042-642-0086
ichikawa@anshin1.co.jp

または

(引受保険会社)
東京海上日動火災保険株式会社 八王子支社
(所在地) 東京都 八王子市 横山町 1-6-8F
(TEL) 042-644-7311